2010年　　月　　日

殿

統 一 要 求 書（案）

全国生協労働組合連合会

中央執行委員長　　桑田　　富夫　㊞

単組名	
代表者名	㊞

生協運動の発展と従業員の生活を守るため、尽力されている貴理事会（貴社）に心からの敬意を表します。

全国生協労働組合連合会は（生協労連）は、2010年春闘にあたり「雇用とくらしの安定を、貧困と格差・ワーキングプアの解消を　労使の共同で生協の展望と職場の未来（あす）を創り出そう　すべての働く人にディーセント・ワークの実現を」を掲げ、全国の生協（企業）への要請をはじめ、さまざまなとりくみをすすめています。趣旨をご理解いただき、真摯な対応をお願いするものです。

記

さて、生協労連は９月の第42回定期大会で、①憲法を活かし、核と戦争と基地のない平和な世界、人間らしく生き、暮らせる社会を創ろう、②貧困と格差の根絶、「働くルール」を確立し、将来不安をなくして安心して働きつづけられる職場と社会を創ろう、③仕事への誇りとその専門性を高め、社会に貢献できる生協・企業を創ろう、④安心・安全で持続可能な「食と農」、気球温暖化を阻止し持続可能な地球環境を創ろう、⑤８万人の生協労連を実現し、生産から流通にいたるまでディーセント・ワークが貫かれる組織と産業を創ろう、の「５つの創ろう」を確認しました。生協労連は2009年度方針を全面実践する立場から、2010年春闘を以下の構えでとりくむ決意です。

１．08年来の金融危機、世界同時の経済危機は、労働者をはじめ、国民各層に深刻な影響を及ぼしつづけています。経済は最悪のデフレスパイラルの状況となり、際限のない低価格競争とモノが売れない状況がつづいています。その最大の原因は、とりもなおさず、雇用の悪化と賃金の連続的な低下がつづいていることです。2010年春闘は雇用とくらしの安定のために全力をつくす春闘となります。労働者派遣法の抜本改正、雇用保険制度の抜本改正をはじめとした雇用の確保と安定のための施策、労働者の賃金を底支えさせる全国一律の1000円以上の最賃制度の確立、パート法の実効ある改正と均等待遇の実現、社会保障制度の改善、家計を直接暖める庶民減税の実施などを求めるたたかいを職場、地域から展開する決意です。

２．今日の経済危機を打開するためには、日本経済の仕組みを外需・輸出依存型から内需・国民生活充実型に転換させることが急務となっています。1998年以降、この10年間に資本金１億円以上の大企業が積み上げた内部留保は218.7兆円で、総額は428.7兆円にものぼっています。日本経済が危機的な状況だからこそ、大企業はその内部留保を使って賃上げ、非正規雇用の正規化などによって労働者と社会に還元し、内需を拡大する先頭に立つべきです。2010年春闘は大企業の社会的責任をとことん求め、それを果たさせるとりくみを共同してすすめていきます。

３．今、生協の事業と職場は厳しさを増しています。この状況を打開し、こんごの事業と職場の展望を見出していくことが2010年春闘の大きな課題となっています。そのためには、文字通り労働組合が生協の事業と運動について総合的なチェック機能、けん制機能を発揮し、具体的な問題提起と提言を行っていく必要があります。そして何よりも事業的な展望を見出していく最大の保障は、日本経済の建て直しと国民購買力の向上にあるといえます。その点での生協の役割発揮と困難打開のための労使共同のとりくみが求められています。同時に、労働者が働きつづけられる環境整備、労働者のモチベーション向上に向けてのとくみなどが重

要です。仕事と家庭の両立ができる環境づくり、パワーハラスメントやメンタルヘルス対策、「モノが言える職場」づくりにむけてとりくみを強めていきます。

４．いまや「持続可能な社会（世界）」づくりにむけてのとりくみが国や団体を超えての共通の課題です。核兵器のない平和な世界を早期に実現できるかどうかは、来年のNPT再検討会議の成功にかかっています。生協労連は36人の代表団を派遣するとともに、核兵器のない世界をめざすため草の根の運動を強化していく決意です。また、日本の農業を守るとりくみ、気球温暖化対策などへのとりくみをさらに強化していく決意です。

1．民主的な労使関係の確立と生協労連ミニマムの実現を

（1） 当該単組の回答指定日を順守すること（生協労連の統一回答指定日は３月17日です）。
（2） 当該単組の要求趣旨を理解し、誠実に回答すること。生協理事会として、情報開示および説明責任を果たすこと。
（3） 人員不足を解消するための必要な対策を講じること。
（4） 事業所の閉鎖･縮小、人員削減などの雇用問題の発生にたいしては、労働組合との事前協議･事前合意の協定を締結し、団体交渉で決すること。
（5） 賃金･人事制度の変更は、労使での協議･交渉を尽くし、労使合意のもとに実施すること。
（6） 生協（会社）内最低賃金を時間額1,000円以上とする計画と道筋を提示すること。時間額700円未満の単協は、少なくとも700円以上とし、協定を締結すること。
（7） 労災上積み保障制度を確立し、遺族補償は1,000万円以上とすること。

2．労働に関するコンプライアンス経営の推進と徹底を

（1） 労働組合にたいし、労働組合法第７条の定めにある「団体交渉の拒否」・「支配介入」などの「不当労働行為」をいっさい行わないこと。
（2） 不払い（サービス）労働を根絶すること。不払い（サービス）労働の実態と経営責任を明らかにし、不払い労働根絶の対策と労働時間管理の改善を、ただちに実施すること。「名ばかり管理職」を一掃すること。
（3） 労働安全衛生委員会の設置と活動推進を、労働組合と協力して徹底･強化すること。パワーハラスメントの一掃、メンタルヘルスケア対策も強化すること。
（4） 不払い労働、労働時間管理、労働安全衛生などについて労働基準監督署の指導・勧告があった場合、その内容を直ちに労働組合と職場に情報公開すること。指導･勧告に従い誠実に実行すること。
（5） 労働基準法や労働安全衛生法などの法改正や、厚生労働省の通達や指針にもとづいての改善をすすめること。管理職層にたいしての学習･教育を推進するとともに、業務指示を徹底すること。
（6） 委託（請負）・派遣の導入･拡大については、労働組合との協議･交渉をすすめ、一方的にすすめないこと。偽装請負、違法派遣などの発生がないよう契約内容の点検、管理の強化をはかること。委託元となっている場合は、①委託料について、委託先の労働者の賃金・労働条件、労働基準法が守られるものにすること。また、組合員に安全に商品がいきわたるコスト（車の整備など）を委託料のなかに含めること。②経営が厳しいからと安易に入札方式で、これ以上の委託料の引き下げを行わないこと。③委託先で労働組合が結成された場合には、労働組合を認め、必要に応じて交渉に応じること。

3．男女共同参画社会･均等待遇の実現に向けて

（1）　「改正」パート法にもとづき、パートなど非正規労働者と正規労働者との均等待遇の実現に向けた考え方を提示し、労使合意のもとに具体化・計画化をすすめること。とりわけ、①正規職員への登用制度の導入、②「職務内容」が同じパートタイム労働者の均等待遇の実現、③特別休暇（慶弔、生理休暇制度）や福利厚生制度の均等待遇、④教育訓練の充実、の４点を重点として具体化すること。
（2）　改正労働基準法、改正育児・介護休業法などについて徹底すること。
（3）　労働組合と協力して、仕事とくらしの両立できる働き方と環境の改善をめざし、男女共同参画基本法にもとづく生協（会社）のポジティブアクションづくりをすすめること。
（4）　男女共同参画、均等待遇の実現の立場から、次世代育成支援対策推進法にもとづく計画執行の点検と推進をはかること。正規女性比率を高め、当面 20%以上をめざすこと。

4．「生協（会社）改革」をすすめる労使での論議･取り組みの推進を

以下の点については、情報を開示し、説明責任を果たされることを要請します。

（1）　2009年度の事業と経営の進捗と到達点、年度末決算の見通しと年度総括の重点について
（2）　2010年度の方針の重点と予算づくりの骨格に関して（大きな投資や事業の統廃合など、重大な課題については、労働組合と協議を尽くすこと）
（3）　生協の組織および事業・経営の中期的計画もしくは見通しについて。とくに以下の課題についての方向性と対応について。
　① 新たな事業と投資計画、事業所の統廃合
　② ＣＳＲ（企業の社会的責任）とコンプライアンス経営の確立
　③ 退職給付会計・減損会計など会計システムの改善
　④ 適格年金の廃止への対応と退職金制度の見直し
　⑤ 賃金・人事制度や教育制度改革の計画
　⑥ 生協（会社）の採用計画と関連・委託（請負）・派遣などの計画
　⑦ 事業連合、事業連帯の進行計画
（4）　生協の事業的展望を見出すためには、経済の立て直し、内需拡大による国民購買力のアップが不可欠です。そのために、生協としての独自のとりくみ、努力を行うこと。
（5）　貧困と格差の拡大、地球温暖化、環境破壊、世界的な飢餓の進行にたいしての対応･対策を行うこと。

5．憲法と平和･くらしを守る「共同」を

（1）　核兵器廃絶に向け、労働組合と協力して、生協組合員とも一緒に、学習・論議、署名や共同行動を推進されることを要請します。
（2）　組合員のくらしの厳しさが増しています。くらしを守るため、労使での共同の運動をすすめられるよう要請します。
（3）　生協労連は、ディーセント・ワークの実現に向けて全力をあげることを中期的な方針としています。生協と地域から貧困と格差をなくすために、労働組合ともに運動をすすめられるよう要請します。

以　上。